

求職者支援制度について

～求職者支援訓練関係～

I 求職者支援制度の概要

「求職者支援制度」創設の経緯

背景

厳しい雇用失業情勢の下、非正規労働者や長期失業者が増大する等労働市場が変化

- 非正規の雇用者は、雇用者全体の約3分の1
- 失業者に占める長期失業者の割合は、すう勢的に上昇



雇用保険を受給できない方々に対する新たなセーフティネットが必要



「緊急人材育成・就職支援基金」(一般会計)を創設し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」を平成21年7月から実施。(平成21年度第1次補正予算で措置)

※「緊急人材育成支援事業」に係る予算額は4,784億円。うち1,904億円を平成21年度第2次補正予算で返納。平成22年度第1次補正予算で事業実施期間を延長するとともに、990億円追加。

平成23年9月末までの
時限措置



「緊急人材育成支援事業」の実施状況も踏まえ、労働政策審議会(雇用保険部会及び職業能力開発分科会)での議論を経て、恒久制度を創設 = **求職者支援制度**

検討の過程

平成22年12月 財源について決着(国家戦略担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣の三大臣合意)

※雇用保険の附帯事業として位置付け、国庫は1/2(当分の間×55%)負担すること

※緊急人材育成支援事業の残額については、求職者支援制度にこれを活用すること

平成23年1月 労働政策審議会とりまとめ(建議)

平成23年2月 法案提出 → 平成23年5月法案成立、10月～施行

検討規定(求職者支援法附則第13条)

第13条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

求職者支援制度について

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者、適用がなかった者
- ・ 学卒未就職者、自営廃業者等

などが具体的な対象

訓練

- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(運賃相当額))を支給。不正受給については、不正受給額(3倍額まで)の返還・納付のペナルティ。

訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成。訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、定期的な来所を求めて(必要に応じ担当者制で)支援。

求職者支援訓練について①

1. 訓練の種類

・基礎コース（基礎的能力を習得する訓練）－職種・業種横断的な訓練

※ 職業能力基礎講習（自己理解や人間関係スキル等に関する科目）について実践コースの2倍程度の時間数設定

・実践コース（基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練）－介護、IT、医療事務等の分野の訓練

※ 特定の職種の職務遂行に必要な専門科目を総訓練時間の50%以上、そのうち実技科目を総訓練時間の30%以上設定

2. 訓練の期間等

・訓練期間：3か月以上6か月以下

・訓練時間：原則として5時間以上6時間以下／日 かつ 100時間以上／月

・定員：1コースにつき概ね10人から30人

※訓練の修了には、8割以上の出席が必要

3. 訓練の認定

・厚生労働大臣が認定。（認定事務は（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施）

（職業訓練実施計画で定めた上限値を上回る申請があった場合は、これまでの就職実績等が高いものから認定。）

・求職者支援訓練の質の向上を図るため、就職実績が一定の水準以下の場合等は認定しない。

このため、次のような要件を設定。

＜訓練内容等に関する要件＞

- ・求職者支援訓練を認定申請する前3年間において、同程度の期間及び時間の訓練を実施した実績があること。
- ・講師は、専門知識等に加え、「担当科目の内容を指導した十分な経験を有すること」も必要であること。
- ・習得状況を毎月評価すること、修了評価すること、修了評価を記載したジョブカードを交付すること。
- ・求職者支援訓練の受講者の就職実績が著しく悪くないこと。

＜就職支援に関する要件＞

- ・就職支援責任者を配置すること。

求職者支援訓練について②

4. 受講手続

- ・ハローワークが、求職者本人の希望や経験を踏まえたキャリア・コンサルティングを実施し、就職に必要な訓練へ誘導して、受講申込を受付(応募書類は求職者本人が訓練機関へ提出)
- ・訓練機関が選考を実施し、結果を受講希望者及びハローワークに通知
- ・ハローワークが合格者に対して、訓練の受講を指示

※応募者数が定員の半数に満たない場合、訓練機関は選考前に訓練コースの開講を中止することが可能

5. 訓練機関における就職支援措置等

- ・訓練期間中に、訓練内容の習得度評価、キャリア・コンサルティング(訓練期間内3回以上)、就職支援(職業相談、求人情報の提供、ジョブ・カード作成支援・交付等)を実施
- ・修了者等の就職状況について、報告書を回収し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構へ提出

6. 訓練機関に対する奨励金

- ・奨励金支給単位期間(※)ごとに、受講者1人当たり(奨励金の支払対象期間の出席率8割以上の者に限る。)以下の額を支給

(ただし、支給単位期間の日数が28日未満の場合は、日割り金額で支給)

※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

基礎コース: 6万円/人月

実践コース: 5万円/人月

さらに、就職実績に応じた単価[2万円又は1万円]を奨励金支給単位期間ごとに、修了者等数に応じて上乗せ

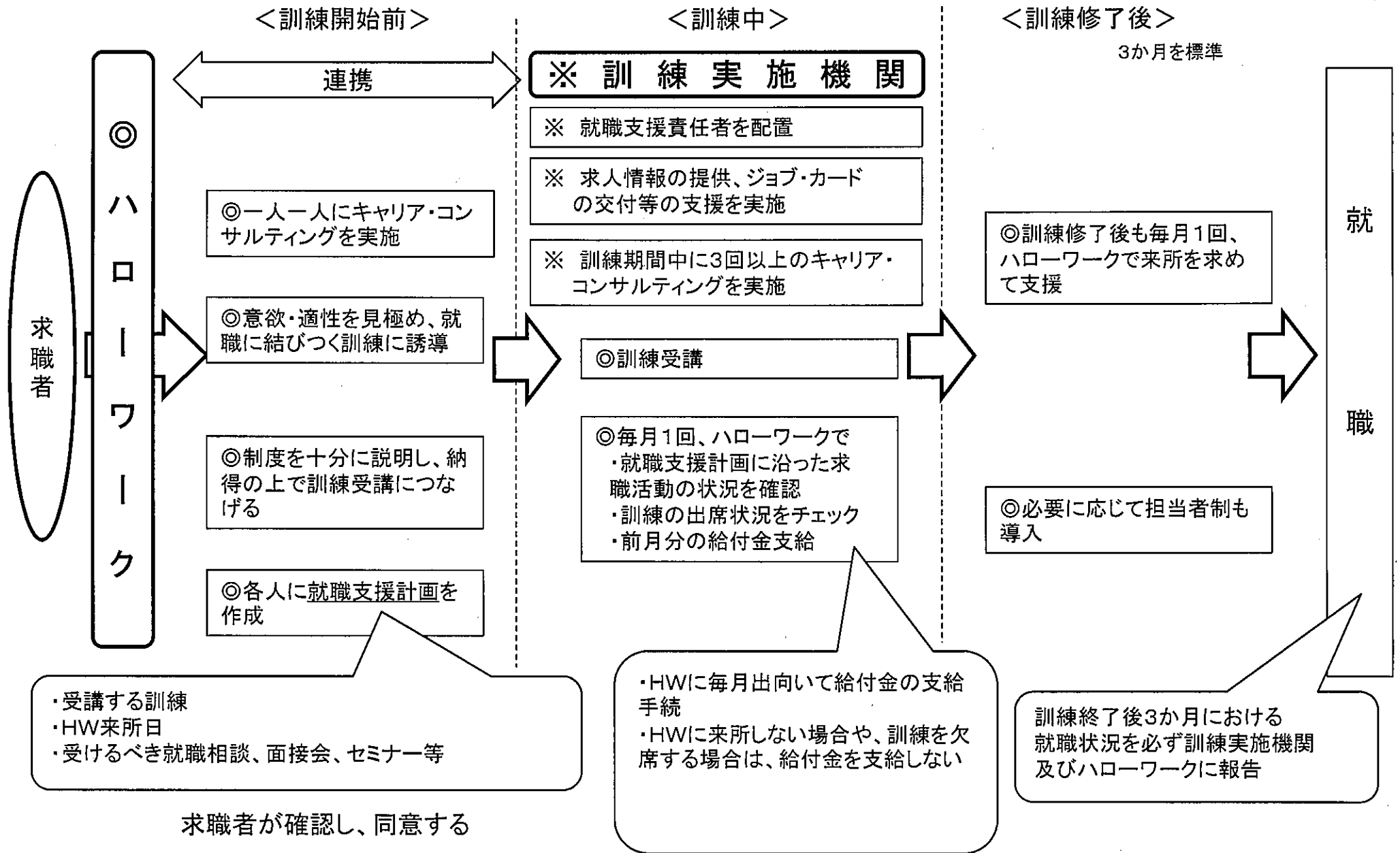
→訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した(雇用保険被保険者となった)者が

55%以上の訓練 5万円+2万円(=7万円)

40%以上55%未満の訓練 5万円+1万円(=6万円)

40%未満の訓練 5万円+0万円(=5万円)

求職者支援制度における求職者に対する支援の流れ



求職者支援訓練の認定基準(抄)①

1. 訓練実施主体

- (1) 求職者支援訓練の認定を受けようとする職業訓練(以下「申請職業訓練」という。)の開始日から遡って3年の間に、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行ったことがあること。
- (2) [過去に申請職業訓練と同一分野の求職者支援訓練を行ったことがある場合、]過去の求職者支援訓練の実績が次のいずれにも該当すること。
 - ① 3年の間に同一都道府県で2コース以上の求職者支援訓練を行った場合(その3年間に2コース以上の訓練終了日がある場合に限る。)に、コース種別に応じ、2コース以上の就職率が次に定める割合を下回るものでないこと。
 - ・基礎コースの就職率 45%
 - ・実践コースの就職率 50%
 - ② 就職率が基礎コース45%、実践コース50%を下回った場合、次に同一都道府県において同一分野の求職者支援訓練の認定申請をする際、就職率の改善計画を提出したこと。
 - ③ 就職率が次に定める割合を下回るものでないこと。
 - ・基礎コースの就職率 30%
 - ・実践コースの就職率 35%
 - ④ 3年の間に、2コース以上の就職状況報告の回収率が80%を下回るものでないこと。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人等でないこと。
- (4) 求職者支援訓練の実施体制に関すること。(帳簿の適切な保管、苦情処理体制の整備、個人情報取扱いの管理、施設責任者の配置 等)
- (5) 欠格要件に該当しないこと。

≪欠格要件の例≫

 - ・求職者支援法、職業能力開発促進法等により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から起算して5年を経過していないこと。
 - ・納付すべき各種税、社会保険料及び労働保険料を適正に納付していないこと。
 - ・過去に不正行為を理由として、求職者支援訓練の認定取消等を受けたこと。
 - ・過去に求職者支援訓練の認定取消等を受け、当該取消日から起算して5年を経過していないこと。

等

2. 教科

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) その科目が就職に必要な技能及びこれに関する知識(以下「技能等」という。)を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しないものであること。

社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの／当該教科に係る技能等の習得が、特定求職者の段階的に安定した雇用に結びつくことが期待し難いと認められるもの／法令に基づく資格等に関するものその他の特定求職者の就職に資するものとして適当でないことと認められるもの

3. 訓練期間・訓練時間

- ・3か月～6か月の適切な訓練期間。
- ・100時間以上／月、かつ、原則として5～6時間／日の訓練時間。

4. 受講者数

1コースにつき概ね10人～30人。

求職者支援訓練の認定基準(抄)②

5. 受講費用

(受講者が所有する教科書等を除き、)原則として無料。

6. 講師

教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を効果的に実施できる専門知識、能力及び経験を有すること、かつ、担当科目の内容について指導等の業務に従事した十分な経験を有すること等。

7. 習得された技能等の評価

訓練期間中、1月に少なくとも1回、習得された技能等の評価を行い、訓練終了前にも技能等の評価を行うこと。また、その評価内容をジョブ・カードに記載すること。

8. キャリア・コンサルティングの実施

登録キャリア・コンサルタントを訓練実施施設に配置し、受講者にキャリア・コンサルティングを訓練期間内に3回以上受けさせること。

9. 就職の支援

- (1) 就職支援責任者を配置すること。
- (2) 就職支援措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - ①職業相談
 - ②求人情報の提供
 - ③履歴書の作成に係る指導
 - ④公共職業安定所が行う就職説明会の周知
 - ⑤公共職業安定所への訪問指示
 - ⑥求人者に面接するに当たっての指導
 - ⑦ジョブ・カードの作成の支援及び交付
 - ⑧その他求職者支援訓練の受講者の就職の支援のため必要な措置

10. 報告

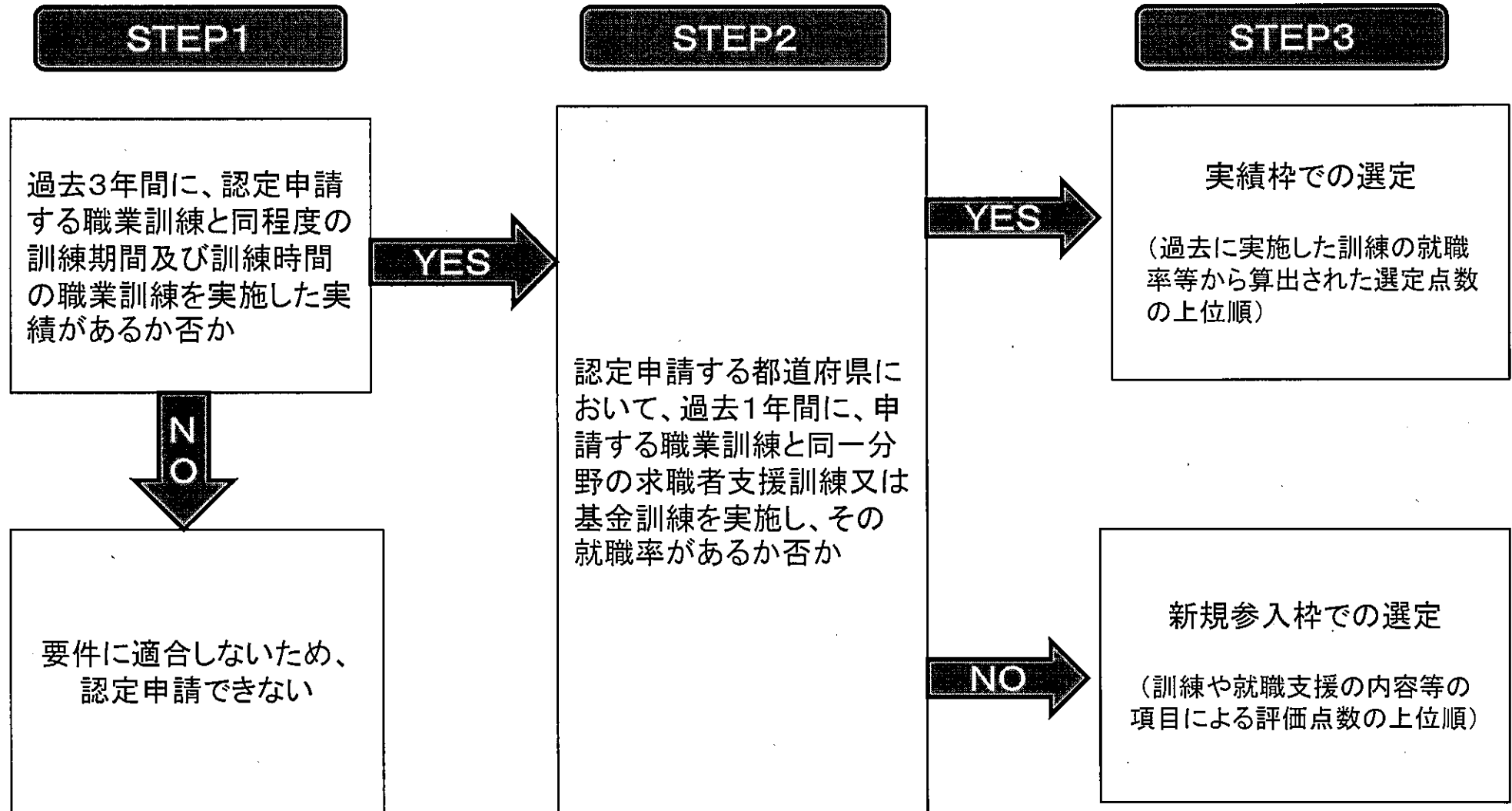
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して修了者等の就職状況報告書を適切に提出すること。

11. 災害補償

求職者支援訓練に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずること。 等

求職者支援訓練の認定の仕組み

(平成25年10月開講コースから適用)



※ 求職者支援訓練は、予算に基づく訓練定員のうち一定割合を新規参入枠とし、その残りの定員を実績枠として、それぞれの枠の定員上限までの職業訓練を認定している。

「実績枠」での選定

過去に実施した求職者支援訓練等の実施状況を基に算定した選定点数の高い訓練実施機関が認定申請した職業訓練のコースから認定。

～選定点数の算定～

I 過去に実施した求職者支援訓練等の就職率の小数第2位以下を切り捨て、点数化。

(例) 就職率 83.33% → 83.3点

II 企業実習の設定による加点(実践コースのみ)

原則として、総訓練時間の10%～15%で企業実習を設定した場合、10点加点。

III 苦情の有無やその対応等による減点

過去に実施した求職者支援訓練等について、

① 訓練実施等に関する苦情が(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)へ寄せられ、その事実が確認された場合、10点減点。

② 苦情や機構の巡回指導時の指摘事項に関して、労働局、機構等の指示に従わなかったこと等がある場合、30点減点。

《選定点数の算出例》

区分	実施機関A		実施機関B	
	就職率	83.33%	83.3点	95.00%
企業実習	10%の設定	+10点	なし	0点
苦情等	なし	0点	Ⅲ①に該当	-10点
選定点数	-	93.3点	-	85.0点

「新規枠」での選定

認定申請時に提出する設定趣意書により、①訓練設定の必要性、②訓練内容、③就職支援内容、④講師、⑤企業実習の設定(実践コースのみ)、⑥苦情の有無やその対応等、を評価項目として採点し、評価点数の高い職業訓練のコースから認定。

①～⑤: 加点要素、⑥: 減点要素

求職者支援訓練の訓練内容

求職者支援訓練は、雇用保険を受給できない求職者に対し、雇用のセーフティネットとして、無料で必要な職業能力を付与し、できる限り早期に安定した職業生活への移行を促すとともに、これにより社会や経済を支える人材の育成に資するもの。

訓練コースの目的

【 基礎コース 】 (3～6か月)

専ら就職に必要な基礎的能力習得するための職業訓練



職種横断的に求められる仕事に必要な基礎的な技能等の習得を目指す。

【 実践コース 】 (3～6か月)

基礎的能力から実践的能力まで一括して習得するための職業訓練

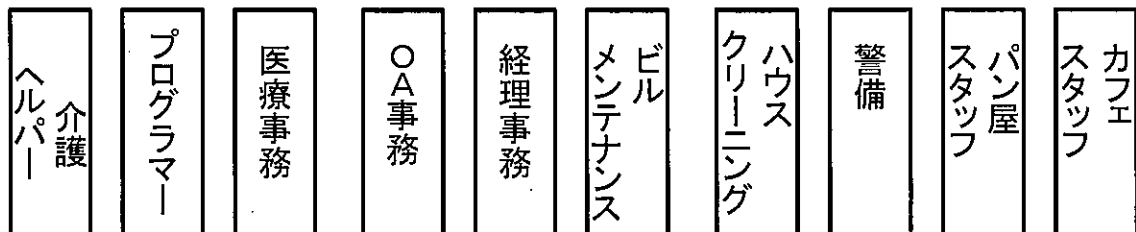


基礎的な技能等に加えて、特定の職種に関する実践的な技能等の習得を目指す。

訓練内容のイメージ

実践コース

職種ごとに必要な技能等を習得するための専門科目



職種横断的

基礎コース

自己理解、仕事理解、職業意識、コミュニケーション能力、ビジネスマナー等を学ぶ

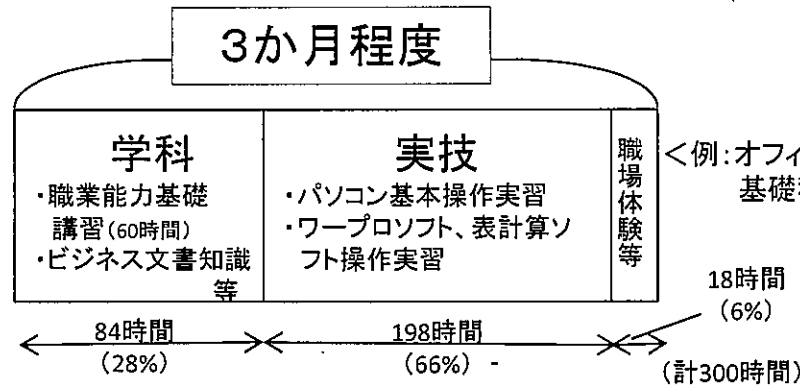
職場見学、職場体験、職業人講話等

パソコン操作、ビジネス文書作成、インターネット活用方法、会計知識の基礎、電話対応・クレーム対応の方法等を学ぶ

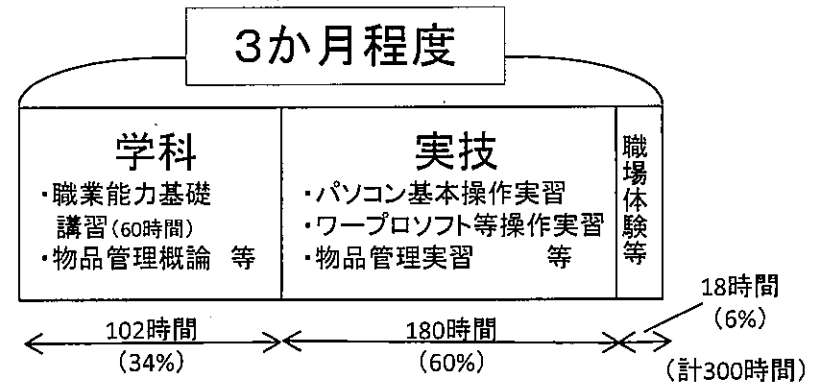
訓練のカリキュラムの例 ①

基礎コース

<例:ビジネス
アプリケーション
基礎科>



<例:オフィスワーク
基礎科>



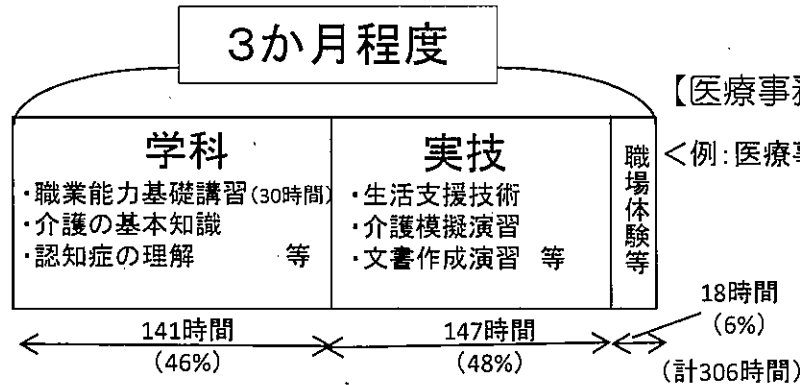
※1「自己理解、職業意識、表現スキル、人間関係スキル等に関する科目(自己理解、仕事理解、職業意識、職場内のコミュニケーション、聴き方・話し方、ビジネスマナー等)」は、基礎コース:48~128時間、実践コース:24~60時間で設定することが必要。

※2「職場見学、職場体験、職業人講話等」は、基礎コース:18~36時間、実践コース:6~36時間で設定することが必要。

実践コース

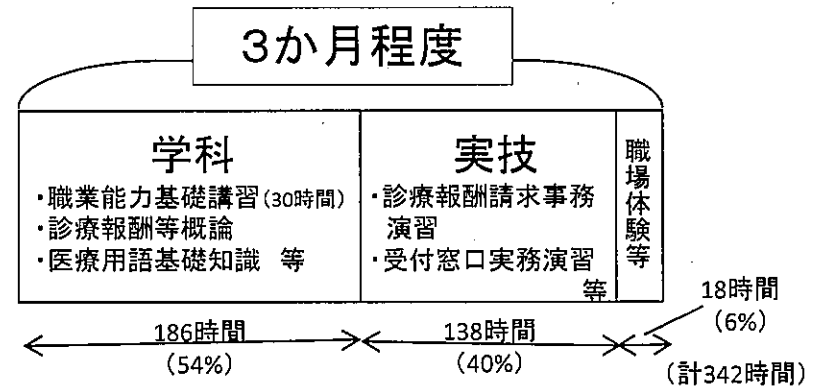
【介護福祉分野】

<例:介護職員初任者
養成科>



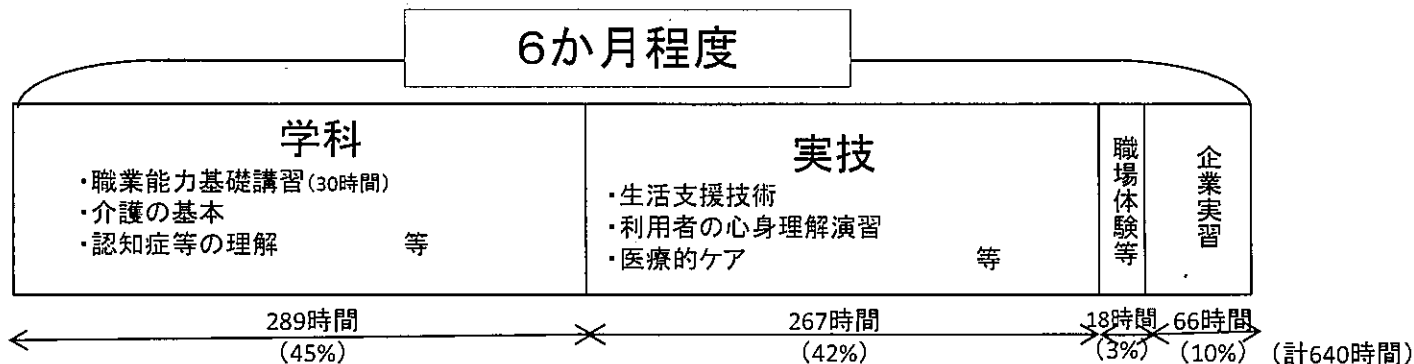
【医療事務分野】

<例:医療事務科>



【介護福祉分野】

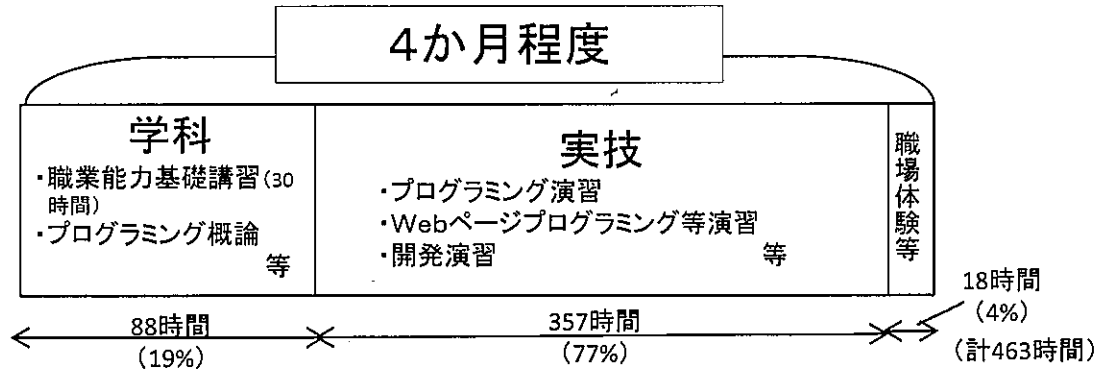
<例:介護実務者
養成科>



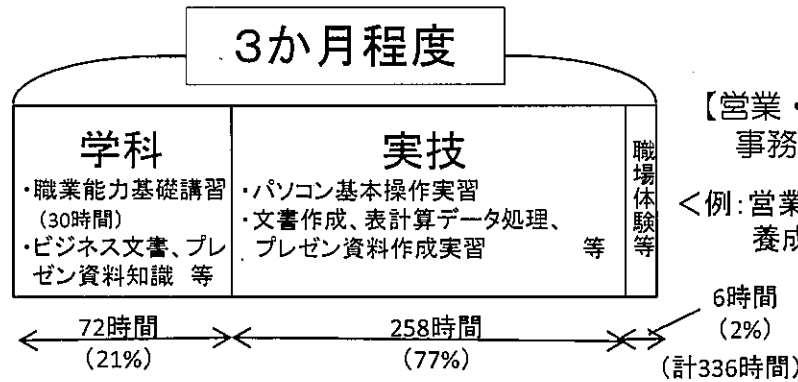
訓練のカリキュラムの例 ②

実践コース

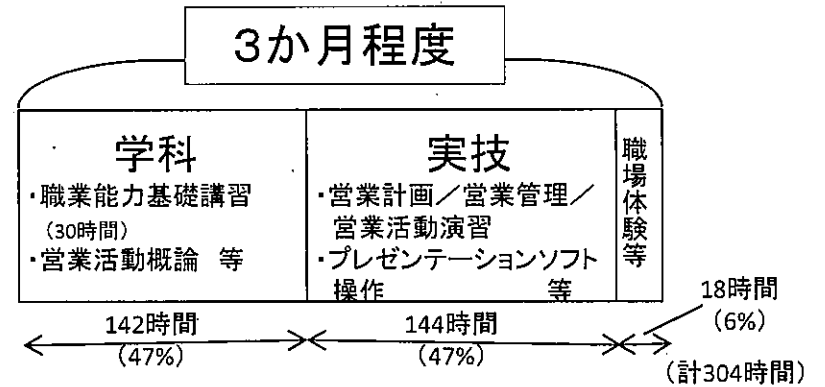
【IT分野】
 <例: Webアプリケーションプログラマー養成科>



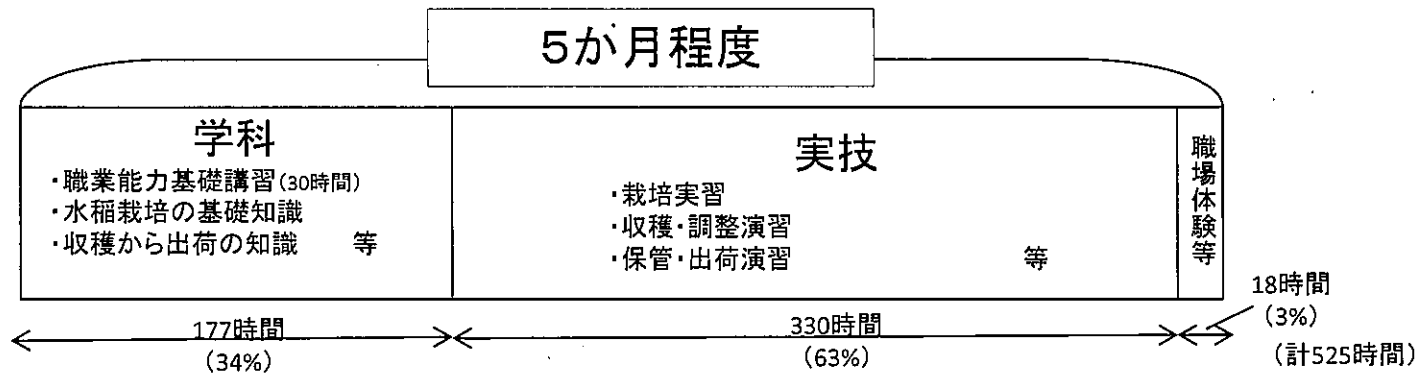
【営業・販売・事務分野】
 <例: OA事務科>



【営業・販売・事務分野】
 <例: 営業スタッフ養成科>



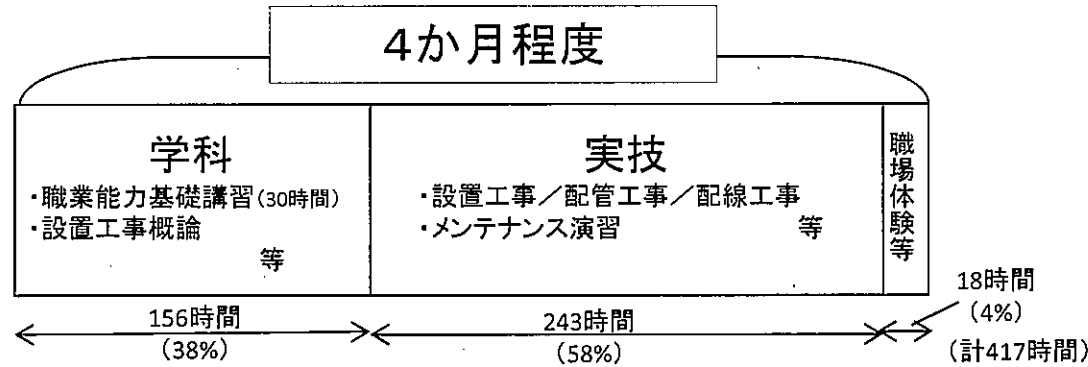
【農業分野】
 <例: 稲作作業者養成科>



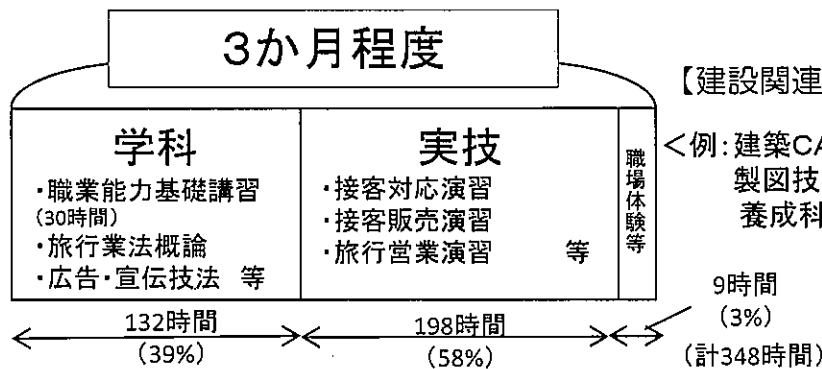
訓練のカリキュラムの例 ③

実践コース

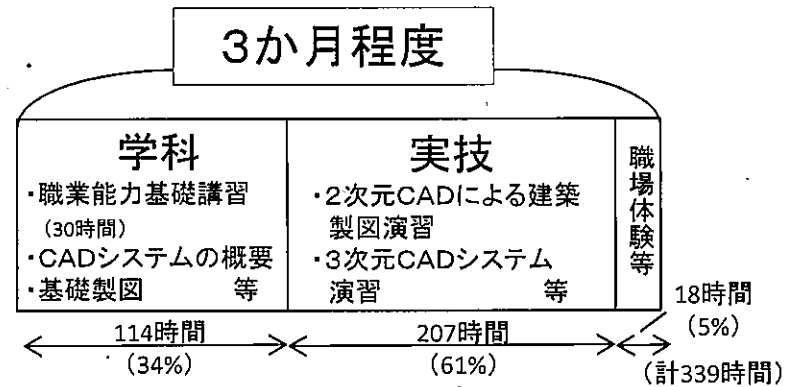
【エコ分野】
 <例:太陽光発電システム設置作業者養成科>



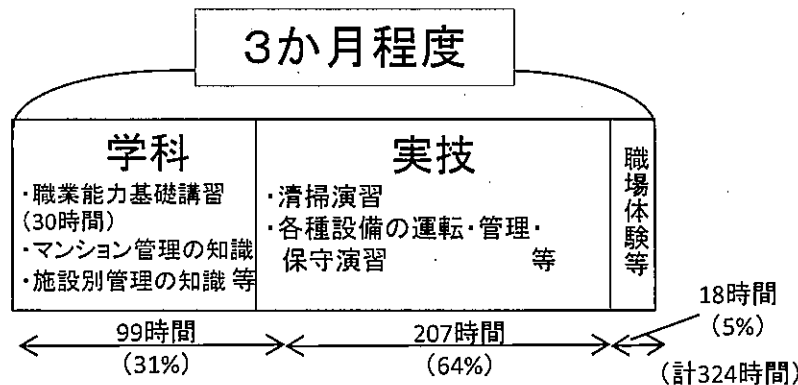
【旅行・観光分野】
 <例:旅行営業員養成科>



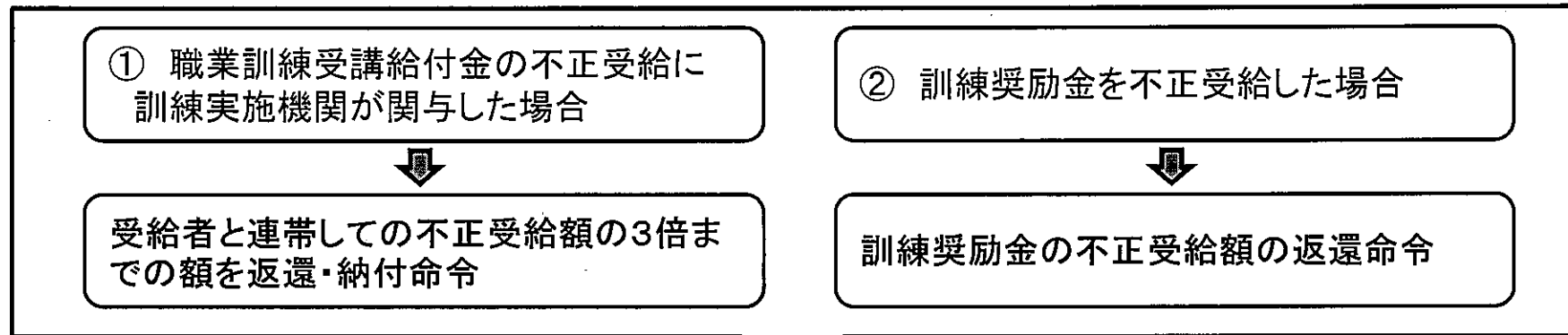
【建設関連分野】
 <例:建築CAD製図技能者養成科>



【その他の分野】
 <例:ビル保全管理科>



訓練実施機関が不正行為をした場合の取扱い



奨励金
関係

- 返還命令日以後、訓練実施機関に対して支給の可否を決定する全訓練奨励金
- 不正受給に係る訓練の開始後に訓練実施機関が開始した全訓練に係る全訓練奨励金について不支給(既払額は返還命令)。

訓練の認定
関係

- 「訓練実施機関、その役員個人、その役員が役員を務める別の訓練実施機関」が実施する求職者支援訓練について、
- 認定済みのものは認定取消を検討(基本的には認定取消)
 - 今後認定申請があっても、求職者支援訓練の永久不認定(※実施主体が欠格要件に該当)

その他

不正の事実を公表(事案により刑事告訴も検討)

【不正受給の状況】

平成23年度及び平成24年度における訓練奨励金の不正受給の件数は4件。

(参考)訓練奨励金の不正受給、受講給付金の不正受給への関与のほか、認定基準への不適合、受講希望者が定員の半数に満たなかったこと以外の理由による訓練実施機関都合の訓練の中止、申請内容と異なる内容での訓練の実施等により、平成23年度及び平成24年度に訓練の認定を取消した件数は108件。

求職者支援制度のこれまでの主な改善事項

求職者支援訓練の認定基準に関する被災3県での特例措置（平成23年10月開講訓練コースから適用）

- 被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における求職者支援訓練の実施を促進するため、過去に実施したコースの就職率が一定水準以下である場合の不認定要件について、被災3県で実施する訓練コースに限り、対象コース数や不認定の対象地域を緩和
(平成23年12月19日改正省令公布)

求職者支援訓練受講者がインフルエンザに感染した場合の出席要件の算定（平成24年2月7日から適用）

- インフルエンザ感染を理由として訓練を欠席した日については、職業訓練受講給付金及び認定職業訓練実施基本奨励金の出席要件の算定に当たって、出席すべき訓練実施日数（=分母）、出席日数（=分子）ともに算定対象から除外
- ※ 平成25年3月19日以降においては、インフルエンザのほか、学校において予防すべき感染症として学校保健安全法施行規則に規定されている感染症について、上記措置の対象として追加

通所手当の対象者の追加及び職業訓練受講手当の支給対象日数の計算方法の追加（平成24年4月1日から適用）

- 通所手当の対象者として、住所又は居所から訓練実施施設までの距離が相当程度長い場合、訓練実施施設に近接する宿泊施設に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練実施施設に通所する者を追加
- 給付金支給単位期間内に、雇用保険の被保険者となった日がある場合、当該日の前日までの給付金を支給することとするなど、職業訓練受講手当の支給対象日数の計算方法を追加
(平成24年3月30日改正省令公布)

求職者支援訓練における企業実習の設定促進のための措置（平成25年1月開講訓練コースから適用）

- 職場経験等の少ない求職者が職場での実習等を通じて、実践的な能力を身に付けられるようにするため、求職者支援訓練における企業実習の設定促進が図られるよう、求職者支援訓練の認定審査において、総訓練時間の一定割合で企業実習を設定した訓練コースに対して加点

求職者支援訓練の認定基準の緩和（平成25年10月開講訓練コースから適用予定）

- 企業や地域のニーズに機動的に対応した訓練コースの設定を可能とするため、また、求職者支援訓練の認定申請を促進するため、認定基準のうち、過去に同等の訓練を行った実績の要件及び就職状況報告書の回収率に関する要件を緩和
(平成25年5月27日改正省令公布)

Ⅱ 実績等

分野別認定状況(平成23年10月～平成25年5月)

基礎コース		実践コース				合計	
コース数	定員数	コース数	定員数	震災対策 特別訓練コース		コース数	定員数
				コース数	定員数		
4,805	90,390	12,520	271,430	88	1,114	17,325	361,820

分野	IT	営業・販売 ・事務	医療事務	介護福祉	農業	林業	旅行・観光	警備・保安	企画・創作	デザイン
コース数	1,741	3,115	1,338	2,532	81	3	80	32	107	1,342
定員数	36,899	64,265	28,493	62,413	1,452	49	1,691	654	2,117	28,427
割合	13.6%	23.7%	10.5%	23.0%	0.5%	0.0%	0.6%	0.2%	0.8%	10.5%

輸送 サービス	エコ	調理	電気関連	機械関連	金属関連	建設関連 ※	理容・美容 関連	その他
7	10	62	80	104	2	442	946	496
106	264	1,246	1,909	1,884	30	7,975	20,313	11,243
0.0%	0.1%	0.5%	0.7%	0.7%	0.0%	2.9%	7.5%	4.1%

※「震災対策特別訓練コース」分も含む。

都道府県別・分野別認定状況①(平成23年10月～平成25年5月)

都道府県名	合計		基礎コース		実践コース		介護福祉		医療事務		IT		その他	
	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数
	01北海道	954	22,501	261	5,633	693	16,868	209	5,639	67	1,605	122	2,885	295
02青森	301	5,739	70	1,239	231	4,500	47	1,246	22	439	24	444	138	2,371
03岩手	272	4,614	133	2,256	139	2,358	30	537	19	318	23	465	67	1,038
04宮城	418	8,565	189	3,557	229	5,008	35	839	20	398	21	396	153	3,375
05秋田	147	2,552	55	859	92	1,693	24	603	0	0	10	187	58	903
06山形	199	3,703	54	968	145	2,735	30	677	8	160	35	600	72	1,298
07福島	441	7,373	198	3,213	243	4,160	34	801	20	379	23	398	166	2,582
08茨城	292	5,085	114	1,875	178	3,210	46	933	20	388	21	359	91	1,530
09栃木	227	3,984	72	1,203	155	2,781	41	816	36	641	13	221	65	1,103
10群馬	259	5,350	77	1,359	182	3,991	53	1,393	33	586	5	72	91	1,940
11埼玉	564	12,056	201	3,498	363	8,558	110	3,001	27	639	51	1,162	175	3,756
12千葉	588	13,293	165	3,401	423	9,892	100	2,577	32	799	34	592	257	5,924
13東京	1,660	41,414	213	5,434	1,447	35,980	168	4,580	106	2,558	453	10,953	720	17,889
14神奈川	738	17,614	231	4,628	507	12,986	125	3,486	71	1,770	97	2,356	214	5,374
15新潟	301	5,140	107	1,612	194	3,528	49	1,139	33	608	10	167	102	1,614
16富山	175	2,636	48	645	127	1,991	8	160	12	260	13	183	94	1,388
17石川	173	2,748	62	806	111	1,942	34	589	10	214	11	162	56	977
18福井	67	1,009	26	365	41	644	12	220	7	115	0	0	22	309
19山梨	128	2,477	33	582	95	1,895	10	264	0	0	17	364	68	1,267
20長野	274	5,022	85	1,402	189	3,620	26	554	18	327	34	594	111	2,145
21岐阜	222	3,770	75	1,235	147	2,535	30	578	18	345	14	230	85	1,382
22静岡	358	6,040	130	1,885	228	4,155	55	1,102	41	753	4	70	128	2,230
23愛知	657	13,811	110	1,921	547	11,890	92	2,293	50	1,173	65	1,281	340	7,143
24三重	132	2,433	50	880	82	1,553	14	294	10	179	10	152	48	928
25滋賀	187	3,414	63	1,042	124	2,372	24	644	22	449	3	60	75	1,219

都道府県別・分野別認定状況②(平成23年10月～平成25年5月)

都道府県名	合計													
			基礎コース		実践コース		介護福祉		医療事務		IT		その他	
	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数
26京都	346	7,047	99	1,783	247	5,264	41	1,046	35	742	17	248	154	3,228
27大阪	1,866	45,909	381	9,232	1,485	36,677	333	9,307	116	3,033	173	3,740	863	20,597
28兵庫	700	15,031	183	3,510	517	11,521	95	2,385	73	1,625	59	1,249	290	6,262
29奈良	222	4,338	59	1,163	163	3,175	28	585	15	310	20	289	100	1,991
30和歌山	140	2,632	42	765	98	1,867	18	372	20	349	9	164	51	982
31鳥取	85	1,480	24	430	61	1,050	19	372	11	194	0	0	31	484
32島根	55	1,016	26	389	29	627	11	287	5	103	1	15	12	222
33岡山	265	4,701	67	1,101	198	3,600	37	720	39	718	2	45	120	2,117
34広島	368	7,051	108	1,749	260	5,302	40	909	35	735	19	338	166	3,320
35山口	144	2,463	47	708	97	1,755	20	486	22	410	8	130	47	729
36徳島	123	2,310	29	535	94	1,775	22	460	8	160	13	280	51	875
37香川	156	3,026	41	763	115	2,263	25	627	12	225	14	214	64	1,197
38愛媛	147	2,686	48	854	99	1,832	15	291	21	375	12	208	51	958
39高知	87	1,431	30	447	57	984	19	405	7	127	12	185	19	267
40福岡	1,000	22,335	262	5,715	738	16,620	125	3,083	60	1,317	95	2,088	458	10,132
41佐賀	132	2,478	36	649	96	1,829	33	660	8	160	10	178	45	831
42長崎	248	4,789	73	1,255	175	3,534	61	1,405	28	494	41	785	45	850
43熊本	342	6,651	91	1,626	251	5,025	43	972	36	681	45	876	127	2,496
44大分	198	4,022	55	1,150	143	2,872	30	625	27	550	12	244	74	1,453
45宮崎	260	4,889	71	1,227	189	3,662	44	975	18	307	35	736	92	1,644
46鹿児島	292	5,499	94	1,672	198	3,827	40	943	22	445	11	202	125	2,237
47沖縄	415	7,693	117	2,169	298	5,524	27	533	18	330	20	332	233	4,329
合計	17,325	361,820	4,805	90,390	12,520	271,430	2,532	62,413	1,338	28,493	1,741	36,899	6,909	143,625

訓練の実施状況について①(認定、開講、受講、就職の状況)

	認定コース数	認定定員数	応募者数	開講コース数	開講定員数	受講者数	中止率	充足率
基礎	4,805コース	90,390人	58,116人	3,835コース	73,179人	45,089人	20.2%	61.6%
実践	12,520コース	271,430人	151,941人	9,220コース	204,045人	119,275人	26.4%	58.5%

※ 平成23年10月～平成25年5月開講コース

※ 「中止率」の算定式は、「認定コース数－開講コース数」÷「認定コース数」

※ 「充足率」の算定式は、「受講者数」÷「開講定員数」

	終了コース数	受講者数	就職理由以外 の中退者数	就職理由 中退者数	修了者数	就職者数	就職率	雇用期間 定めなし	関連就職
基礎	2,467コース	28,950人	2,076人	2,130人	24,710人	19,877人	76.5%	62.8%	—
実践	5,679コース	72,697人	5,781人	4,974人	61,806人	50,984人	76.3%	67.9%	66.3%

※ 平成25年1月末までに終了した訓練コース

※ 「就職率」の算定式は、「就職者数」÷「就職理由中退者数＋修了者数－公共職業訓練受講者数(基礎コースのみ:861人)」

※ 「関連就職」は、就職者が就職状況報告の時に訓練コースの内容に関連した業種または職種への就職と自己申告した割合

訓練の実施状況について②(認定、開講、受講、就職の状況:分野別)

	認定コース数	認定定員数	応募者数	開講コース数	開講定員数	受講者数	(割合)	中止率	充足率
IT	1,741コース	36,899人	16,607人	1,125コース	24,534人	13,485人	(11.3%)	35.4%	55.0%
営業・販売・事務	3,115コース	64,265人	26,499人	2,017コース	42,570人	21,575人	(18.1%)	35.2%	50.7%
医療事務	1,338コース	28,493人	17,284人	1,027コース	22,079人	13,228人	(11.1%)	23.2%	59.9%
介護福祉	2,532コース	62,413人	44,218人	2,098コース	52,181人	33,905人	(28.4%)	17.1%	65.0%
デザイン	1,342コース	28,427人	18,239人	1,063コース	22,629人	14,387人	(12.1%)	20.8%	63.6%
その他	2,452コース	50,933人	29,094人	1,890コース	40,052人	22,695人	(19.0%)	22.9%	56.7%

※ 平成23年10月～平成25年5月開講コース

※ 「中止率」の算定式は、「認定コース数－開講コース数」÷「認定コース数」

※ 「充足率」の算定式は、「受講者数」÷「開講定員数」

	終了コース数	受講者数	就職理由以外 の中退者数	就職理由 中退者数	修了者数	就職者数	就職率	雇用期間 定めなし	関連就職
IT	717コース	8,474人	916人	836人	6,680人	5,522人	73.4%	57.8%	58.0%
営業・販売・事務	1,296コース	13,980人	1,261人	1,567人	11,129人	9,242人	72.7%	62.3%	55.9%
医療事務	676コース	8,782人	595人	760人	7,427人	6,071人	74.1%	67.9%	63.1%
介護福祉	1,249コース	19,742人	1,256人	369人	18,105人	15,333人	82.9%	75.7%	87.1%
デザイン	606コース	8,361人	722人	713人	6,926人	5,700人	74.6%	62.7%	53.2%
その他	1,135コース	13,358人	1,031人	729人	11,539人	9,116人	74.3%	69.7%	57.1%

※ 平成25年1月末までに終了した訓練コース

※ 「就職率」の算定式は、「就職者数」÷「就職理由中退者数＋修了者数」

※ 「関連就職」は、就職者が就職状況報告の時に訓練コースの内容に関連した業種または職種への就職と自己申告した割合

都道府県別 認定・開講・受講状況①

都道府県	認定数 ()内はコース数	開講数 ()内はコース数	応募者数	受講者数	中止率	充足率	都道府県	認定数 ()内はコース数	開講数 ()内はコース数	応募者数	受講者数	中止率	充足率
北海道	22,501 (954)	17,296 (721)	13,468	10,455	24.4%	60.4%	東京	41,414 (1660)	33,460 (1333)	28,632	21,224	19.7%	63.4%
	5,633 (261)	4,454 (199)	3,504	2,656	23.8%	59.6%		5,434 (213)	5,027 (194)	5,246	3,616	8.9%	71.9%
	16,868 (693)	12,842 (522)	9,964	7,799	24.7%	60.7%		35,980 (1447)	28,433 (1139)	23,386	17,608	21.3%	61.9%
青森	5,739 (301)	3,807 (206)	2,715	2,247	31.6%	59.0%	神奈川	17,614 (738)	13,487 (564)	10,327	7,602	23.6%	56.4%
	1,239 (70)	971 (56)	681	563	20.0%	58.0%		4,628 (231)	3,455 (177)	2,598	1,952	23.4%	56.5%
	4,500 (231)	2,836 (150)	2,034	1,684	35.1%	59.4%		12,986 (507)	10,032 (387)	7,729	5,650	23.7%	56.3%
岩手	4,614 (272)	3,826 (222)	2,830	2,256	18.4%	59.0%	新潟	5,140 (301)	3,764 (219)	2,477	2,129	27.2%	56.6%
	2,256 (133)	1,834 (107)	1,315	1,089	19.5%	59.4%		1,612 (107)	1,224 (84)	830	706	21.5%	57.7%
	2,358 (139)	1,992 (115)	1,515	1,167	17.3%	58.6%		3,528 (194)	2,540 (135)	1,647	1,423	30.4%	56.0%
宮城	8,565 (418)	5,645 (274)	3,749	3,018	34.4%	53.5%	富山	2,636 (175)	1,520 (98)	837	721	44.0%	47.4%
	3,557 (189)	2,273 (122)	1,524	1,209	35.4%	53.2%		645 (48)	381 (28)	222	193	41.7%	50.7%
	5,008 (229)	3,372 (152)	2,225	1,809	33.6%	53.6%		1,991 (127)	1,139 (70)	615	528	44.9%	46.4%
秋田	2,552 (147)	1,910 (106)	1,407	1,143	27.9%	59.8%	石川	2,748 (173)	1,986 (121)	1,124	968	30.1%	48.7%
	859 (55)	638 (40)	460	370	27.3%	58.0%		806 (62)	509 (39)	342	286	37.1%	56.2%
	1,693 (92)	1,272 (66)	947	773	28.3%	60.8%		1,942 (111)	1,477 (82)	782	682	26.1%	46.2%
山形	3,703 (199)	2,425 (129)	1,443	1,263	35.2%	52.1%	福井	1,009 (67)	555 (36)	299	268	46.3%	48.3%
	968 (54)	823 (46)	599	521	14.8%	63.3%		365 (26)	255 (17)	118	104	34.6%	40.8%
	2,735 (145)	1,602 (83)	844	742	42.8%	46.3%		644 (41)	300 (19)	181	164	53.7%	54.7%
福島	7,373 (441)	5,269 (315)	3,044	2,565	28.6%	48.7%	山梨	2,477 (128)	2,066 (108)	1,667	1,286	15.6%	62.2%
	3,213 (198)	2,336 (142)	1,270	1,076	28.3%	46.1%		582 (33)	533 (30)	561	394	9.1%	73.9%
	4,160 (243)	2,933 (173)	1,774	1,489	28.8%	50.8%		1,895 (95)	1,533 (78)	1,106	892	17.9%	58.2%
茨城	5,085 (292)	3,485 (202)	2,502	2,069	30.8%	59.4%	長野	5,022 (274)	3,818 (201)	2,787	2,376	26.6%	62.2%
	1,875 (114)	1,610 (98)	1,417	1,125	14.0%	69.9%		1,402 (85)	1,116 (67)	905	780	21.2%	69.9%
	3,210 (178)	1,875 (104)	1,085	944	41.6%	50.3%		3,620 (189)	2,702 (134)	1,882	1,596	29.1%	59.1%
栃木	3,984 (227)	2,769 (156)	1,745	1,478	31.3%	53.4%	岐阜	3,770 (222)	2,691 (160)	1,825	1,535	27.9%	57.0%
	1,203 (72)	935 (56)	660	568	22.2%	60.7%		1,235 (75)	947 (57)	678	580	24.0%	61.2%
	2,781 (155)	1,834 (100)	1,085	910	35.5%	49.6%		2,535 (147)	1,744 (103)	1,147	955	29.9%	54.8%
群馬	5,350 (259)	4,312 (207)	3,052	2,473	20.1%	57.4%	静岡	6,040 (358)	3,538 (207)	1,981	1,723	42.2%	48.7%
	1,359 (77)	1,055 (59)	818	653	23.4%	61.9%		1,885 (130)	1,211 (83)	654	567	36.2%	46.8%
	3,991 (182)	3,257 (148)	2,234	1,820	18.7%	55.9%		4,155 (228)	2,327 (124)	1,327	1,156	45.6%	49.7%
埼玉	12,056 (564)	8,692 (414)	5,433	4,489	26.6%	51.6%	愛知	13,811 (657)	9,225 (429)	6,097	4,908	34.7%	53.2%
	3,498 (201)	2,666 (156)	1,839	1,462	22.4%	54.8%		1,921 (110)	1,336 (76)	859	690	30.9%	51.6%
	8,558 (363)	6,026 (258)	3,594	3,027	28.9%	50.2%		11,890 (547)	7,889 (353)	5,238	4,218	35.5%	53.5%
千葉	13,293 (588)	10,545 (461)	8,158	6,256	21.6%	59.3%	三重	2,433 (132)	1,829 (97)	1,296	1,032	27.1%	56.4%
	3,401 (165)	2,764 (134)	2,138	1,638	18.8%	59.3%		880 (50)	729 (40)	504	399	21.6%	54.7%
	9,892 (423)	7,781 (327)	6,020	4,618	22.7%	59.3%		1,553 (82)	1,100 (57)	792	633	30.5%	57.5%

※ 平成23年10月～平成25年5月開講コース ※ 上段が合計、中段が基礎コース、下段が実践コース

都道府県別 認定・開講・受講状況②

都道府県	認定数		開講数		応募者数	受講者数	中止率	充足率	都道府県	認定数		開講数		応募者数	受講者数	中止率	充足率
	()内はコース数	()内はコース数	()内はコース数	()内はコース数						()内はコース数	()内はコース数						
滋賀	3,414	(187)	2,125	(117)	1,267	1,037	37.4%	48.8%	香川	3,026	(156)	2,433	(121)	1,759	1,354	22.4%	55.7%
	1,042	(63)	758	(46)	438	355	27.0%	46.8%		763	(41)	658	(35)	629	478	14.6%	72.6%
	2,372	(124)	1,367	(71)	829	682	42.7%	49.9%		2,263	(115)	1,775	(86)	1,130	876	25.2%	49.4%
京都	7,047	(346)	5,807	(283)	4,853	3,864	18.2%	66.5%	愛媛	2,686	(147)	2,113	(114)	1,603	1,250	22.4%	59.2%
	1,783	(99)	1,655	(91)	1,615	1,237	8.1%	74.7%		854	(48)	690	(38)	536	421	20.8%	61.0%
	5,264	(247)	4,152	(192)	3,238	2,627	22.3%	63.3%		1,832	(99)	1,423	(76)	1,067	829	23.2%	58.3%
大阪	45,909	(1866)	39,321	(1583)	32,751	24,746	15.2%	62.9%	高知	1,431	(87)	1,213	(73)	1,256	831	16.1%	68.5%
	9,232	(381)	8,549	(349)	7,777	5,917	8.4%	69.2%		447	(30)	372	(25)	383	241	16.7%	64.8%
	36,677	(1485)	30,772	(1234)	24,974	18,829	16.9%	61.2%		984	(57)	841	(48)	873	590	15.8%	70.2%
兵庫	15,031	(700)	12,220	(560)	9,091	6,933	20.0%	56.7%	福岡	22,335	(1000)	17,222	(761)	12,125	9,970	23.9%	57.9%
	3,510	(183)	3,069	(159)	2,332	1,741	13.1%	56.7%		5,715	(262)	4,701	(213)	3,833	3,019	18.7%	64.2%
	11,521	(517)	9,151	(401)	6,759	5,192	22.4%	56.7%		16,620	(738)	12,521	(548)	8,292	6,951	25.7%	55.5%
奈良	4,338	(222)	3,303	(166)	2,295	1,798	25.2%	54.4%	佐賀	2,478	(132)	1,753	(93)	1,031	924	29.5%	52.7%
	1,163	(59)	1,048	(54)	665	518	8.5%	49.4%		649	(36)	485	(27)	312	274	25.0%	56.5%
	3,175	(163)	2,255	(112)	1,630	1,280	31.3%	56.8%		1,829	(96)	1,268	(66)	719	650	31.3%	51.3%
和歌山	2,632	(140)	1,825	(96)	1,320	1,088	31.4%	59.6%	長崎	4,789	(248)	3,956	(202)	3,055	2,504	18.5%	63.3%
	765	(42)	680	(37)	525	416	11.9%	61.2%		1,255	(73)	1,120	(65)	818	669	11.0%	59.7%
	1,867	(98)	1,145	(59)	795	672	39.8%	58.7%		3,534	(175)	2,836	(137)	2,237	1,835	21.7%	64.7%
鳥取	1,480	(85)	1,274	(73)	1,021	776	14.1%	60.9%	熊本	6,651	(342)	5,222	(270)	4,270	3,308	21.1%	63.3%
	430	(24)	430	(24)	338	258	0.0%	60.0%		1,626	(91)	1,397	(80)	1,297	936	12.1%	67.0%
	1,050	(61)	844	(49)	683	518	19.7%	61.4%		5,025	(251)	3,825	(190)	2,973	2,372	24.3%	62.0%
島根	1,016	(55)	773	(42)	545	479	23.6%	62.0%	大分	4,022	(198)	3,182	(155)	2,463	2,007	21.7%	63.1%
	389	(26)	330	(22)	258	224	15.4%	67.9%		1,150	(55)	910	(43)	743	611	21.8%	67.1%
	627	(29)	443	(20)	287	255	31.0%	57.6%		2,872	(143)	2,272	(112)	1,720	1,396	21.7%	61.4%
岡山	4,701	(265)	2,762	(158)	1,946	1,651	40.4%	59.8%	宮崎	4,889	(260)	3,730	(195)	3,199	2,528	25.0%	67.8%
	1,101	(67)	658	(42)	365	323	37.3%	49.1%		1,227	(71)	1,030	(59)	854	716	16.9%	69.5%
	3,600	(198)	2,104	(116)	1,581	1,328	41.4%	63.1%		3,662	(189)	2,700	(136)	2,345	1,812	28.0%	67.1%
広島	7,051	(368)	5,527	(282)	4,333	3,517	23.4%	63.6%	鹿児島	5,499	(292)	4,564	(235)	3,251	2,570	19.5%	56.3%
	1,749	(108)	1,420	(87)	1,124	917	19.4%	64.6%		1,672	(94)	1,354	(75)	994	780	20.2%	57.6%
	5,302	(260)	4,107	(195)	3,209	2,600	25.0%	63.3%		3,827	(198)	3,210	(160)	2,257	1,790	19.2%	55.8%
山口	2,463	(144)	1,339	(83)	666	584	42.4%	43.6%	沖縄	7,693	(415)	5,840	(313)	5,706	4,036	24.6%	69.1%
	708	(47)	484	(32)	237	203	31.9%	41.9%		2,169	(117)	1,909	(104)	2,036	1,425	11.1%	74.6%
	1,755	(97)	855	(51)	429	381	47.4%	44.6%		5,524	(298)	3,931	(209)	3,670	2,611	29.9%	66.4%
徳島	2,310	(123)	1,800	(94)	1,356	1,125	23.6%	62.5%	全国計	361,820	(17,325)	277,224	(13,055)	210,057	164,364	24.7%	59.3%
	535	(29)	390	(21)	265	213	27.6%	54.6%		90,390	(4805)	73,179	(3835)	58,116	45,089	20.2%	61.6%
	1,775	(94)	1,410	(73)	1,091	912	22.3%	64.7%		271,430	(12520)	204,045	(9220)	151,941	119,275	26.4%	58.5%

※ 平成23年10月～平成25年5月開講コース ※ 上段が合計、中段が基礎コース、下段が実践コース

都道府県別 就職状況①

都道府県	コース数	受講 開始者数	修了者等 数	就職者数	就職率	雇用期間 定めなし	有効 求人倍率
北海道	125	1,749	1,627	1,215	74.6%	59.8%	0.62
	330	5,047	4,672	3,554	76.0%	64.0%	
青森	25	289	267	216	80.8%	50.9%	0.61
	91	990	929	716	77.0%	55.0%	
岩手	66	640	585	428	73.1%	40.1%	0.94
	86	873	826	605	73.2%	46.2%	
宮城	81	781	707	511	72.2%	46.5%	1.12
	88	976	915	655	71.5%	55.2%	
秋田	25	232	216	163	75.4%	49.6%	0.69
	42	469	440	343	77.9%	61.2%	
山形	28	322	278	223	80.2%	47.5%	0.91
	47	423	395	311	78.7%	51.7%	
福島	94	734	669	509	76.0%	51.6%	1.06
	108	941	860	687	79.8%	59.6%	
茨城	63	729	681	511	75.0%	60.4%	0.80
	70	592	532	379	71.2%	68.3%	
栃木	40	417	373	239	64.0%	61.0%	0.82
	67	612	573	447	78.0%	71.1%	
群馬	42	457	433	350	80.8%	64.5%	0.97
	98	1,168	1,096	853	77.8%	73.5%	
埼玉	101	937	842	633	75.1%	62.0%	0.58
	153	1,764	1,591	1,156	72.6%	71.8%	
千葉	83	981	884	639	72.2%	64.0%	0.67
	199	2,709	2,449	1,791	73.1%	71.3%	

都道府県	コース数	受講 開始者数	修了者等 数	就職者数	就職率	雇用期間 定めなし	有効 求人倍率
東京	116	2,260	2,009	1,343	66.8%	63.0%	1.13
	714	10,797	9,807	7,433	75.7%	64.6%	
神奈川	123	1,332	1,198	824	68.7%	62.6%	0.59
	239	3,507	3,224	2,213	68.6%	69.0%	
新潟	53	469	442	360	81.4%	45.5%	0.85
	85	931	880	680	77.2%	55.2%	
富山	19	134	118	112	94.9%	62.5%	0.99
	38	291	267	221	82.7%	60.1%	
石川	27	183	162	118	72.8%	61.8%	0.97
	52	450	421	328	77.9%	70.1%	
福井	13	75	68	58	85.2%	55.1%	1.18
	10	79	74	58	78.3%	70.6%	
山梨	18	252	222	182	81.9%	67.0%	0.66
	53	580	530	396	74.7%	67.4%	
長野	44	509	469	350	74.6%	57.4%	0.82
	83	958	902	666	73.8%	57.6%	
岐阜	37	384	364	304	83.5%	57.8%	0.98
	64	589	552	448	81.1%	69.4%	
静岡	54	341	319	252	78.9%	63.0%	0.79
	76	649	613	480	78.3%	68.3%	
愛知	55	487	386	264	68.3%	71.5%	1.14
	221	2,509	2,286	1,681	73.5%	67.4%	
三重	28	263	239	173	72.3%	68.2%	0.90
	39	391	359	271	75.4%	73.4%	

※ 平成25年1月末までに終了した訓練コース ※ 上段が基礎コース、下段が実践コース ※ 有効求人倍率は平成24年度平均

都道府県別 就職状況②

都道府県	コース数	受講 開始者数	修了者等 数	就職者数	就職率	雇用期間 定めなし	有効 求人倍率
滋賀	29	222	200	162	81.0%	56.1%	0.68
	47	442	398	324	81.4%	61.1%	
京都	58	783	682	500	73.3%	70.2%	0.81
	114	1,591	1,485	1,117	75.2%	70.4%	
大阪	219	3,673	3,218	2,660	82.6%	73.6%	0.81
	771	11,722	10,706	8,307	77.5%	74.4%	
兵庫	101	1,136	995	774	77.7%	75.1%	0.69
	255	3,259	3,007	2,339	77.7%	72.4%	
奈良	34	330	298	241	80.8%	70.9%	0.72
	72	803	751	606	80.6%	73.2%	
和歌山	23	278	255	193	75.6%	56.9%	0.84
	32	351	317	245	77.2%	71.0%	
鳥取	16	187	164	122	74.3%	42.6%	0.72
	24	243	224	185	82.5%	51.8%	
島根	17	175	143	112	78.3%	51.7%	0.96
	10	132	124	98	79.0%	59.1%	
岡山	26	215	195	155	79.4%	62.5%	1.09
	62	683	643	498	77.4%	72.4%	
広島	56	570	518	423	81.6%	56.7%	0.90
	122	1,601	1,434	1,083	75.5%	66.3%	
山口	17	109	100	75	75.0%	58.6%	0.87
	31	214	207	156	75.3%	67.9%	
徳島	12	135	125	108	86.4%	59.2%	0.89
	43	534	496	406	81.8%	70.1%	

都道府県	コース数	受講 開始者数	修了者等 数	就職者数	就職率	雇用期間 定めなし	有効 求人倍率
香川	23	301	266	228	85.7%	56.5%	1.08
	55	532	487	391	80.2%	64.9%	
愛媛	27	284	266	233	87.5%	54.5%	0.83
	42	458	414	316	76.3%	64.8%	
高知	16	158	122	99	81.1%	55.5%	0.63
	31	342	323	250	77.3%	58.0%	
福岡	133	1,882	1,683	1,317	78.2%	71.7%	0.72
	319	4,034	3,669	2,894	78.8%	73.2%	
佐賀	19	217	201	158	78.6%	56.9%	0.75
	39	358	339	280	82.5%	69.6%	
長崎	42	419	391	289	73.9%	58.8%	0.65
	83	1,095	998	765	76.6%	63.9%	
熊本	55	623	507	399	78.6%	62.4%	0.69
	117	1,487	1,346	1,037	77.0%	68.8%	
大分	32	435	380	289	76.0%	63.3%	0.74
	65	826	766	595	77.6%	71.5%	
宮崎	36	433	383	312	81.4%	61.5%	0.71
	79	1,100	1,033	857	82.9%	69.7%	
鹿児島	53	568	532	426	80.0%	69.2%	0.66
	98	1,097	1,037	827	79.7%	69.0%	
沖縄	63	860	797	625	78.4%	61.7%	0.42
	115	1,498	1,383	1,036	74.9%	63.7%	
全国計	2,467	28,950	25,979	19,877	76.5%	62.8%	0.82
	5,679	72,697	66,780	50,984	76.3%	67.9%	

※ 平成25年1月末までに終了した訓練コース

※ 上段が基礎コース、下段が実践コース

※ 有効求人倍率は平成24年度平均

訓練実施機関に対する奨励金

基本奨励金

奨励金支給単位期間(※)ごとに、受講者1人当たり(奨励金の支払対象期間の出席率80%以上の者に限る。)、以下の額を支給。

※「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間。(支給単位期間の日数が28日未満の場合は、日割り金額で支給。)

- > 基礎コース : 6万円 / 人月
- > 実践コース : 5万円 / 人月

付加奨励金

実践コースは、就職実績に応じた単価[2万円又は1万円]を奨励金支給単位期間ごとに、修了者等数に応じて上乘せ支給。

- > 訓練修了者等のうち、特に安定した雇用が実現した(雇用保険被保険者となった)者が
 - 55%以上の場合 2万円/人月
 - 40%以上55%未満の場合 1万円/人月
 - 40%未満の場合 0円

《参考: 訓練実施機関に支給される奨励金合計額/人月》

5万円+2万円=7万円
 5万円+1万円=6万円
 5万円+0円=5万円

支給実績

【平成24年度】

		基礎コース	実践コース	計
基本奨励金	支給決定件数 [件]	2,894	7,593	10,487
	支給金額 [円]	5,574,186,000	13,968,810,500	19,542,996,500
付加奨励金	支給決定件数 [件]	—	2,093	2,093
	支給金額 [円]	—	1,534,583,500	1,534,583,500

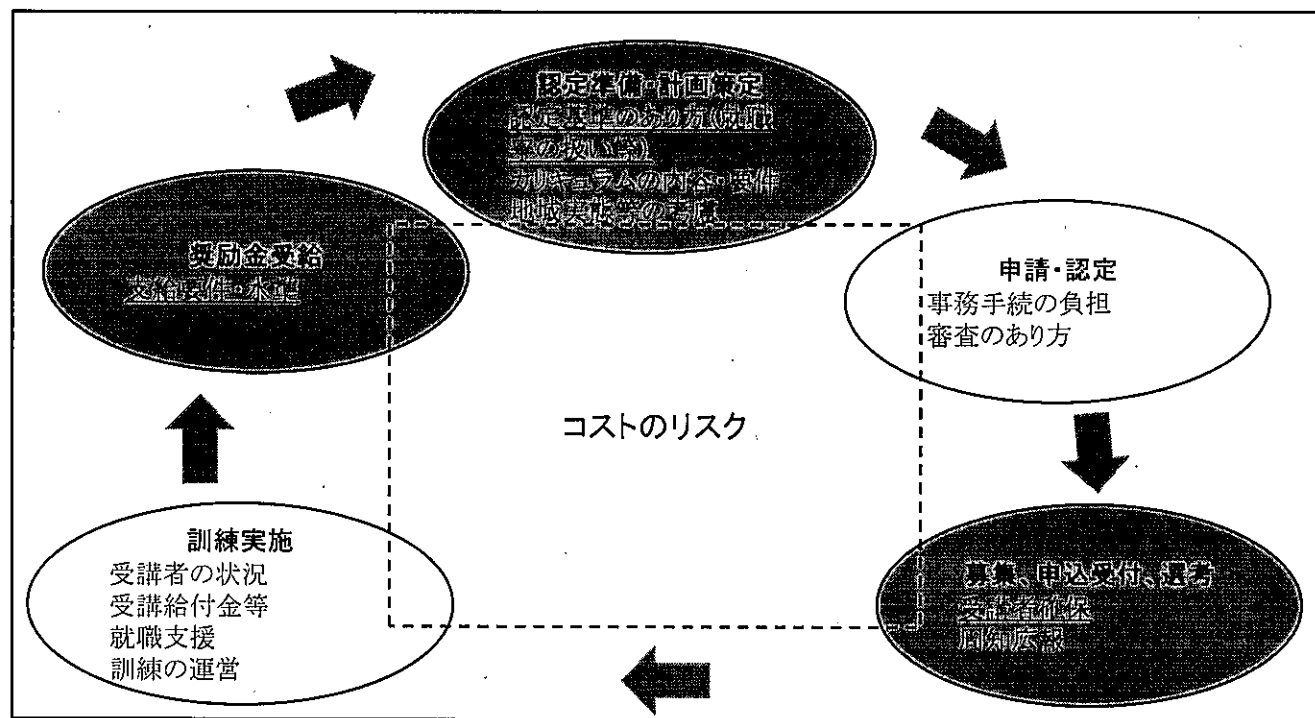
◎付加奨励金の支給状況

	件数[件]	割合[%]
単価2万円	1,067	25.1
単価1万円	957	22.6
単価0円(不支給)	1,274	30.0
未申請	947	22.3

注)基本奨励金は、訓練期間が3か月経過することによって申請することができるため、3か月を超えるコースについては同一のコースにおいて、支給決定件数が複数件計上されている場合がある。

(制度開始から平成24年10月31日までに訓練が終了した実践コースにおける支給状況)

求職者支援訓練の実施機関からの意見・要望



《主な意見・要望》

【認定（選定）方法に関すること】

- ＞就職率だけで求職者支援訓練の認定の可否を決定するのではなく、訓練内容も見してほしい。 等

【受講者の確保に関すること】

- ＞受講者が集まらない。
- ＞少人数での開講・開講できないコースが多い。 等

【奨励金の支給に関すること】

- ＞受講者の出席率が80%を切った場合、奨励金が支給されない仕組みが納得できない。
- ＞訓練途中で早期就職を達成すると奨励金が支払われない結果になるのは矛盾している。
- ＞訓練実施機関が訓練修了者の就職先企業に雇用保険対象とすることまで要請できない。
- ＞奨励金の支給水準は、採算が取れるレベルではない。 等

Ⅲ 検討の視点

求職者支援制度に関する今後の検討の視点

検討規定(求職者支援法附則第13条)

第13条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

今後、制度の内容について見直しを検討するにあたっては、以下のような視点が必要。

- 1 制度が特定求職者に十分に認知され、訓練受講につながっているか。
- 2 特定求職者の就職に必要な訓練が、質・量ともに確保されているか。
- 3 訓練期間中の生活支援が、特定求職者の訓練受講や就職に役立っているか。
- 4 制度の利用が、安定した就職につながっているか。 等

IV 參考資料

独立行政法人労働政策研究・研修機構における 訓練実施機関を対象とした訓練・就職支援についての調査について

独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）における「求職者支援制度の効果分析及び効果的な就職支援のあり方に関する研究」として、訓練実施機関を対象に、求職者支援制度における訓練・就職支援に関するアンケートを実施

調査の概要

・平成24年4～9月までの間に終了した求職者支援訓練を実施している事業所を対象に、求職者支援訓練・就職支援等について、任意での協力による無記名のアンケートを実施。

回答状況

平成24年4～9月までの間に終了した求職者支援訓練を実施している訓練実施施設数	回答訓練実施施設数	回収率
2,562事業所	1,376事業所	53.7%

※ 上記アンケートは現在集計中のため、今回の資料には、同アンケートの自由記述欄に記載された求職者支援訓練の実施機関からの意見・要望のみを使用